

厚生労働省発雇児1007第1号

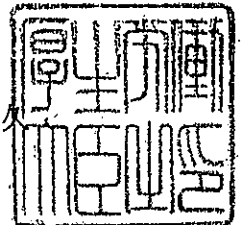
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案要綱（第一の五から十まで及び十二中一般事業主関係）」について、貴会の意見を求める。

平成26年10月7日

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案要綱（一般事業主関係）

第一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の要点

一 目的

この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等に対応していくためには、自らの意思によつて職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となつていくことに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とすること。

二 基本原則

1 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によつて職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進等に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力

が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこと。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護等の事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境を整備することにより、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこと。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならないこと。

三 関係者の責務

国及び地方公共団体並びに事業主の責務を定めること。

四 基本方針等

1 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

を定めなければならないこと。

2 基本方針においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の基本的な方向、事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項等を定めるものとする。

3 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

五 事業主行動計画策定指針

1 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならないこと。

2 事業主行動計画策定指針においては、事業主行動計画の策定に関する基本的な事項、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項等につき事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

六 一般事業主行動計画

1 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

2 一般事業主行動計画においては、計画期間、達成しようとする目標並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期を定めるものとする。

3 1の一般事業主は、一般事業主行動計画を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、男女の継続勤務年数の差異等のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を

勘案して、これを定めなければならないこと。この場合において、2の目標については、定量的に定めなければならないこと。

4 1の一般事業主は、一般事業主行動計画を定めたときは、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならないこと。

5 1の一般事業主は、一般事業主行動計画を公表しなければならないこと。

6 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならないこと。

7 3から5までの規定は6の一般事業主が一般事業主行動計画を定める場合について準用すること。

七 基準に適合する一般事業主の認定等

1 厚生労働大臣は、一般事業主行動計画に係る届出をした一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができること。

2 1の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信等に厚生労働大臣の定める表示を付することができるとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこと。

3 厚生労働大臣は、認定一般事業主が1の基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又は不正の手段により1の認定を受けたときは、1の認定を取り消すことができること。

八 委託募集の特例等

1 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しないこと。

2 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、募集時期等の労働者の募集に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

九 一般事業主に対する国の援助

国は一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談等の援助の実施に努めるものとする。

十 女性の職業選択に資する情報の公表

1 六の1の一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこと。

2 六の6の一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならないこと。

十一 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

1 国は、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、1の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言等を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は取組の実施の状況が優良な一般事業主（以下「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

5 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を实

施するように努めるものとする。

6 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

7 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

8 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関連する分野の事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下「関係機関」という。）は、1の国が講ずる措置及び2の地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、協議会を組織することができる。

9 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に一般事業主の団体又はその連合団体、学識経験者等を構成員として加えることができる。

10 協議会は、関係機関及び構成員が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進

に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

十二 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、六の１の一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

十三 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の六から十まで及び十二は、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 この法律の失効等

1 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失うこと。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

三 検討

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

